

第2号議案

広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県立高等学校学則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年12月23日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案要旨

県立高等学校授業料に係る保証人を廃止することとし、広島県立高等学校学則の一部を改正する。

2 改正内容

高等学校に入学を許可された者が提出する誓約書の記載内容を修正する。

3 規則案

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学手続及び入学許可) 第十五条 (略) 2・3 (略) 4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者が署名する誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>一―三 (略) 5 入学を許可された者（前項に定める場合を除く。）は、保護者が署名する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(保護者の異動等) 第十六条 保護者に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書を前条第四項及び第五項の規定に準じて提出しなければならない。</p>	<p>(入学手続及び入学許可) 第十五条 (略) 2・3 (略) 4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者及び保証人（保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。）が連署する誓約書（入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。）を校長に提出しなければならない。</p> <p>一―三 (略) 5 入学を許可された者（前項に定める場合を除く。）は、保護者及び保証人が連署する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(保護者又は保証人の異動等) 第十六条 保護者又は前条第四項及び第五項の保証人に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書をこれらの規定に準じて提出しなければならない。</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者が署名する誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>5 入学を許可された者(前項に定める場合を除く。)は、保護者が署名する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(保護者の異動等)</p> <p>第十六条 保護者に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書を前条第四項及び第五項の規定に準じて提出しなければならない。</p>	<p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者及び保証人(保護者以外の成年の者で、原則として、広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。)が連署する誓約書(入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。)を校長に提出しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>5 入学を許可された者(前項に定める場合を除く。)は、保護者及び保証人が連署する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(保護者又は保証人の異動等)</p> <p>第十六条 保護者又は前条第四項及び第五項の保証人に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書をこれらの規定に準じて提出しなければならない。</p>